

No.	日付	様式	内容	回答
1	2024年4月26日	公募要領	「3. 事業の内容(2) 進捗報告、成果の取りまとめ」について、事業実施報告会の開催予定時期はいつごろか。	現状、2024年10月の中間報告と2025年2月の最終報告会の実施を予定しています。状況に応じて実施時期の変更の可能性もございますが、実施に際して具体的な日程等は事務局から別途ご案内いたします。
2	2024年4月26日	公募要領	「9. 企画提案書等の提出方法等 (1) 提出書類」内「②申請大学等の概要(要覧、学校案内等)」について、なぜ提出が必要なのか。	組織の概要を把握させて頂くためにご提出をお願いしております。なお、参考としてご提出いただく資料であり、審査の対象とはなりません。
3	2024年4月26日	【別紙1】 企画提案書	裏面「申請機関代表者」について、学長名等、記名者の指定はあるか。	事務局から指定はございませんので、学部長等研究者所属の代表者様のお名前前で問題ありません。ただし、原則としてこちらにご記入いただきました申請機関代表者様が契約書及びその他の書面の署名者となりますので、その点ご留意をお願いいたします。
4	2024年4月26日	【別紙1】 企画提案書	「C-1 経費予定額」について、事業における「人件費」と「諸謝金」はどのように判断すべきか。	事業における人件費、諸謝金の判断につきましては、受託先の雇用形態により判断いただく必要がありますので、下記内容をご参考にご判断ください。 ○人件費 原則、事業に係る業務に従事する人員のうち、 受託者に直接雇用されている人員の作業時間に対する給料その他手当 を指します。 ○諸謝金 諸謝金とは、実証事業に係る会議出席、実証授業の実施、特別研修(ワークショップ等)の実施、指導・実技・実習等の実施、原稿執筆、通訳、翻訳、単純労務等を依頼する、 外部の個人に対して支払う謝礼 のことを指します。 ただし、受託者に所属する職員等に対する支出は原則として認められません。委託事業に係る業務が当該職員の本務外(給与支給の対象となる業務とは別)であることが資料から明確に区分されていることが確認できる場合のみ、支出することができます。 それぞれ詳細は【別紙2】大学等向け事務処理マニュアル(人件費:p.9~11、諸謝金:p.12~14)をご参照ください。
5	2024年4月26日	【別紙1】 企画提案書	「C-1 経費予定額」について、学生アルバイト等の人件費や、教諭の休日出勤に係る手当等、事業に協力いただいた費用は計上可能か。また、その場合の経費種別はどのようなか。	アルバイトの人件費または、同一法人内であり受託者より休日手当を支給している場合(事業に係る業務に従事する人員のうち、受託者に直接雇用されている人員に支払った費用)につきましては、「人件費」にて計上が可能です。ただし、精算時に「雇用目的」「単価」「勤務時間」「金額」「勤務期間」「支払年月日」等が確認できる書類を揃えて頂く必要がございます。詳細は【別紙2】大学等向け事務処理マニュアル(p.9~11)をご参照ください。
6	2024年4月26日	【別紙1】 企画提案書	「C-1 経費予定額」について、事業内でイベント等を実施する際の保険料は計上可能か。また、その場合の経費種別はどのようなか。	イベント等に係る保険料につきましては、「雑務費」にて計上が可能です。詳細は【別紙2】大学等向け事務処理マニュアル(p.28-29)をご参照ください。
7	2024年4月26日	【別紙1】 企画提案書	「C-1 経費予定額」について、事業に関する通勤手当は計上可能か。また、その場合の経費種別はどのようなか。	事業に係る通勤手当につきましては、「人件費」にて計上が可能です。その際、通勤手当等の算定および支給の考え方を示した書類を「賃金内訳書」としてご提出ください。詳細は【別紙2】大学等向け事務処理マニュアル(p.9~11)をご参照ください。
8	2024年5月8日	【別紙1】 企画提案書	「C-1 経費予定額」について、事業終了後も大学の資産・備品として残るもの(参考図書、プリンタ等)であっても、本事業での使用用途・必要性が証明できれば計上が可能か。また、その場合の経費種別はどのようなか。	事業の実施に必要な少額の物品、参考図書等の購入に係る費用は「事業費(消耗品費)」にて計上が可能です。ただし、原則、消耗品として計上できるのは、耐用年数が1年未満、もしくは耐用年数が1年以上で1品または1組の購入価格が10万円未満(消費税含む)の物品や図書となります。耐用年数が1年以上かつ1品または1組の購入価格が10万円以上(消費税含む)の物品や図書は備品費となり、委託経費として認められません。また、本事業の終了後に別の目的で使用できる汎用の電化製品、事務機器、事務用品等は委託経費として計上いただけません。詳細は【別紙2】大学等向け事務処理マニュアル(p.22~23)をご参照ください。
9	2024年5月10日	【別紙1】 企画提案書	「表紙」内「事業連絡担当者」欄について、事業を進めていく担当者もしくは事務担当者のどちらを記名するのが好ましいか。採択された場合の連絡は、事業連絡担当者欄記載者宛に連絡がくるのか。	事務局と連絡を行うメインのご担当者様のお名前をご記載ください。採択となった場合は、提案書に記載の連絡担当者様宛にご連絡をさせていただきます。
10	2024年5月10日	【別紙1】 企画提案書	カラーフォント、カラー図表の使用は可能か。	カラーフォント、カラー図表の使用は可能です。

11	2024年5月10日	【別紙1】 企画提案書	再委託について、 本事業にてコンテンツを企画し、その制作業務の一部を外部に発注する場合、「事務局の承認が必要な再委託（大学等向け事務処理マニュアル p.31）」に該当するか。 また複数箇所へ外注を依頼する場合、企画提案書の書式「C-2 再委託に関する事項」は、再委託業者ごとに一枚ずつ作成する必要があるか。	企画設計を貴学で行って頂く場合、その他の業務に係る外注業務費用は「雑役務費」として計上が可能です。 「雑役務費」の場合、再委託に関する事項の記載は必要ございませんので、受託が決定した際は、必要書類の準備をお願いいたします。 「雑役務費」の計上に必要な書類の詳細は【別紙2】大学等向け事務処理マニュアル（p.28～29）をご参照ください。
12	2024年5月10日	【別紙3】暴力 団体等に該当 しない旨の誓 約書	記載する署名について、申請者（教員）もしくは所属研究機関の代表者（学長）のどちらを記載するのが好ましいか。	所属研究機関の代表者名でのご署名をお願いいたします。
13	2024年5月10日	【別紙3】暴力 団体等に該当 しない旨の誓 約書	代表者名（学長個人名）を記載する場合、個人と法人のどちらとして申請するのが好ましいか。	法人としての申請をお願いいたします。 そのため、文頭の「□私」「□当社」につきましては「□当社」をご選択ください。（「本学」と書き換えて頂いても差し支えございません。） また、法人としての書類（役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料）をあわせてご提出ください。
14	2024年5月10日	【別紙3】暴力 団体等に該当 しない旨の誓 約書	法人として申請する場合に添付する、役員の氏名及び生年月日の明らかになる資料について指定はあるか（公的身分証等）。	法人における役員の名簿のご提出をお願いいたします。 特に指定はございませんが、公的書類の写しではなく、氏名・生年月日等を表としてまとめていただければ問題ございません。
15	2024年5月14日	公募要領	「11.事業規模（予算）及び採択件数」について、 事業規模：800万円程度（税込・上限額） 採択件数：8件（予定） とは、採択事業者ごとに800万円程度か、もしくは800万円を8件で分配するということが。	1件あたりの金額上限が800万円（税込）となります。
16	2024年5月14日	【別紙1】 企画提案書	「C-1 経費予定額」内「⑩消費税相当額」について、 事業内で印刷・製本を外部に発注する場合の印刷製本費と消費税はどのように記載すべきか。	「⑩消費税相当額」につきましては、経費の中で一般的な取引において不課税経費となる「(1)人件費」の10%の金額の記載をお願いいたします。 その他、「⑤印刷製本費」や「⑨雑役務費等」の事業費については、各経費の欄に消費税を含めた金額の記載をお願いいたします。
17	2024年5月14日	契約書	「第8条 事業の変更」について、「経費の内訳の変更による費目間での経費の流用」の「費目」とは何を指すか。 事業を進行していく中で金額が変動する可能性があり、「⑥消耗品費」→「⑤印刷製本費」というような「(2)事業費」内の流用は可能か。	「費目」とは「C-1 経費予定額」表内「経費項目」を指し、経費の内訳については「(1)人件費」→「(2)事業費」及び「(2)事業費」→「(1)人件費」への流用額が契約金額全体の30%を超えない範囲であれば問題ありません。 例えば、契約金額が700万円（税込）の場合、200万円（税込）程度の流用は可能となります。 「(2)事業費」内の流用も問題ございません。
18	2024年5月14日	【別紙1】 企画提案書	「C-1 経費予定額」について、ホームカミングデー等を開催した場合のお茶菓子代等は計上可能か。その場合の経費種別はどのようなか。	ホームカミングデーでのお菓子代については、本事業の実施に必要な経費として認められますので、「⑦会議費」にて計上可能です。 また、マニュアルに記載の通り、イベント等で食費が必要な場合（幼稚園児との交流を目的とした野外炊飯体験等）は、食糧費の計上も可能となります。